

# 確認申請手数料等一覧表

## 建築確認・検査手数料

建築物	①確認申請 手数料【円】	中間検査 手数料【円】	③完了検査 手数料【円】	
			特定工程物件外	特定工程物件
床面積の合計（※1）				
100㎡以内のもの	38,000	20,000	25,000	22,000
100㎡を超え 200㎡以内のもの	50,000	23,000	29,000	26,000
200㎡を超え 300㎡以内のもの	72,000	29,000	36,000	33,000
300㎡を超え 1,000㎡以内のもの	97,000	50,000	60,000	57,000
1,000㎡を超え 2,000㎡以内のもの	130,000	68,000	84,000	78,000
2,000㎡を超え 10,000㎡以内のもの	307,000	184,000	229,000	218,000
10,000㎡を超え 50,000㎡以内のもの	524,000	279,000	336,000	315,000
50,000㎡を超えるもの	814,000	470,000	566,000	523,000

## ②省エネ適判を行うことが比較的容易な特定建築行為の場合の別途手数料 （※2）

建築物の用途	床面積の合計（※4）	金額【円】
一戸建ての住宅	200㎡未満のもの	20,600
	200㎡以上のもの	22,100
共同住宅等※5	300㎡未満のもの	38,400
	300㎡以上2,000㎡未満のもの	66,200
	2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	119,600
	5,000㎡以上10,000㎡のもの	180,700
	10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	331,500
	25,000㎡以上50,000㎡未満のもの	560,400
	50,000㎡以上のもの	982,600

## ④省エネ適判対象建築物の完了検査手数料 （※3）

建築物の用途	床面積の合計（※4）	金額【円】
一戸建ての住宅	200㎡未満のもの	7,400
	200㎡以上のもの	8,200
共同住宅等	300㎡未満のもの	14,100
	300㎡以上 2,000㎡未満のもの	25,300
	2,000㎡以上 5,000㎡未満のもの	45,300
	5,000㎡以上 10,000㎡のもの	69,100
	10,000㎡以上 25,000㎡未満のもの	127,100
	25,000㎡以上 50,000㎡未満のもの	214,800
	50,000㎡以上のもの	377,500
工場等のみのもの（※6）	300㎡未満のもの	8,900
	300㎡以上 1,000㎡未満のもの	20,100
	1,000㎡以上 2,000㎡未満のもの	29,000
	2,000㎡以上 5,000㎡未満のもの	73,600
	5,000㎡以上 10,000㎡未満のもの	110,700
	10,000㎡以上 25,000㎡未満のもの	138,200
	25,000㎡以上 50,000㎡未満のもの	171,700
50,000㎡以上のもの	238,600	
その他のもの	300㎡未満のもの	43,100
	300㎡以上 1,000㎡未満のもの	85,500
	1,000㎡以上 2,000㎡未満のもの	113,000
	2,000㎡以上 5,000㎡未満のもの	183,600
	5,000㎡以上 10,000㎡未満のもの	239,300
	10,000㎡以上 25,000㎡未満のもの	287,600
	25,000㎡以上 50,000㎡未満のもの	338,100
	50,000㎡以上のもの	437,700

※建築物省エネ法第11条第1項等に  
規定する適合性判定対象建築物の適合性判定手数料は別紙

## 昇降機、小荷物昇降機、工作物 確認・検査手数料

設備等	確認申請 手数料【円】	計画変更確認申請 手数料【円】	完了検査 手数料【円】
昇降機	24,000	15,000	20,000
小荷物昇降機	13,000	10,000	11,000
工作物	21,000	12,000	14,000

### 備考

※1 「床面積の合計」とは、申請に係る全建築物の床面積の合計という。  
同一棟として増築する場合（増築後に既存建築物と当該建築物に係る部分が一の建築物となる場合に限る。）は、増築部分に係る既存部分の床面積の10分の1を加算。

※2 「①確認申請手数料」に「②省エネ適判を行うことが比較的容易な特定建築行為の場合の別途手数料」を加算した金額となる。

※3 、建築物省エネ法第11条第1項に規定する適合性判定対象建築物の完了検査手数料は、「③完了検査手数料」に「④建築物省エネ法適判対象建築物完了検査手数料」を加算した金額となる。

※4 「床面積の合計」とは、建築物省エネ法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の床面積の合計をいう。

※5 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。

※6 「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するものをいう。